

入湯税について

入湯税については、地方税法第701条において収入の用途が定められている目的税です。

その用途は、次の費用に充てるものとされています。

- ・環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備
- ・観光の振興（観光施設の整備を含む。）

入湯税の用途状況

令和6年度決算

区 分	事 業 名	決算額（充当額）
環境衛生施設の整備	し尿処理施設改修事業	392 千円
消防施設等の整備	消防団詰所整備事業	300 千円
観光振興	阿南市観光協会補助金	300 千円
合 計		992 千円